

改正派遣法に基づくマージン率の公開

株式会社 JTO

平成 24 年 10 月 1 日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣元事業者(当社)は、毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合(マージン率)を公開することが義務付けられました。(法第 23 条第 5 項) このマージン率は、以下の計算式で算出されます。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

派遣労働者の数	126 人
派遣先数	21 社
派遣料金の平均額	15,109 円(1日当たり)
派遣労働者の賃金の平均	10,653 円(1日当たり)
マージン率	29.5% ※マージンには、派遣元事業者として会社負担する 下記の費用を含みます。 ●派遣社員が取得する有給休暇等に充当した費用 ●社会保険料の会社負担分(健康保険・厚生年金・雇用保険・労働保険) ●教育訓練や技能講習、研修等の補助支援費用 ●営業、管理等事業運営にあたる労働者の人件費 ●オフィス賃貸料、求人広告、通信費等諸費用 ●営業利益
教育訓練に関する事項	別表①参照
福利厚生に関する事項	年次有給休暇 社員寮
派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別	<input type="checkbox"/> 労使協定を締結していない <input checked="" type="checkbox"/> 労使協定を締結している (協定書の有効期間終期 令和 4 年 3 月 31 日) ・協定労働者の範囲:全派遣労働者

別表①

製造業部門

訓練種別	対象者となる派遣労働者 雇入時・派遣中・待機中 など	訓練方法 OJT ・ OFF-JT	訓練費用負担 額 無償・有償	賃金支給 有給・無給
新入社員教育	雇入時	OJT	無償	有給
入社2・3年目教育	派遣中	OJT	無償	有給
ビジネススキル基礎講習	派遣中	OJT	無償	有給
能力開発	派遣中	OFF-JT	無償	有給
中堅・リーダー研修	派遣中	OJT	無償	有給

介護部門

訓練種別	対象者となる派遣労働者 雇入時・派遣中・待機中 など	訓練方法 OJT ・ OFF-JT	訓練費用負担 額 無償・有償	賃金支給 有給・無給
新入社員教育	雇入時	OJT	無償	有給
介護技術教育	派遣中	OJT	無償	有給
中堅・リーダー研修	派遣中	OJT	無償	有給

キャリア・コンサルティング相談窓口及び連絡先 相談窓口

人材事業部 電話番号 0566-91-2880